

(土木設計 債務負担行為追加条項あり)

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う追加条項

(消費税及び地方消費税の税率の改正に係る契約の前金払の特則)

第 52 条 平成 31 年 10 月 1 日 (以下「施行日」という。) の前日までに請求を受けた前金払については、第 50 条第 1 項の規定にかかわらず、第 32 条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「平成 31 年度末」と、「業務委託料の」とあるのは「平成 31 年度の履行高予定額 (当該履行高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」の」と、「業務委託料が」とあるのは「平成 31 年度の履行高予定額が」と、第 33 条中「業務委託料」とあるのは「平成 31 年度の履行高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の場合において、平成 31 年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第 50 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 52 条第 1 項」として同項を適用する。

(消費税及び地方消費税の税率改正に係る契約の部分払の特則)

第 53 条 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第 51 条第 2 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額 (平成 31 年度における業務委託料相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」として同項を適用する。